

雇用調整助成金に係る  
雇用保険法施行規則の改正の報告



# 雇用調整助成金の見直しについて

雇用調整助成金は、平成20年秋のリーマン・ショックを受けて助成内容を大幅に拡充したものであるが、その後の雇用情勢の改善や提言型政策仕分けの指摘を受けて、見直しを行う。

平成24年10月改正

## 【生産量要件の見直し】

最近3か月の売上高又は生産量が  
その直前3か月又は前年同期と比べ5%以上減少

↓  
最近3か月の売上高又は生産量が  
前年同期と比べ10%以上減少 (※)

(平成24年10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

## 【支給限度日数の見直し】

3年間 300日

↓  
1年間 100日 3年間 150日 (※)

(1年100日は平成24年10月1日以降、3年150日は平成25年10月1日以降に対象期間が設定された場合に適用)

## 【教育訓練費（事業所内訓練）の引下げ】

大企業 2,000円 中小企業 3,000円

↓  
大企業 1,000円 中小企業 1,500円

(平成24年10月1日以降の判定基礎期間から適用)

平成25年4月改正

## 【助成率の引下げ】

大企業 2/3 中小企業 4/5

↓  
大企業 1/2 中小企業 2/3 (※)

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

## 【労働者を解雇しなかった場合及び障害者を休業させた場合の助成率の上乗せの廃止】

大企業 3/4 中小企業 9/10

↓  
廃止 (※)

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

## 【教育訓練費（事業所外訓練）の引下げ】

大企業 4,000円 中小企業 6,000円

↓  
大企業 2,000円 中小企業 3,000円

(平成25年4月1日以降の判定基礎期間から適用)

(※)はリーマン・ショック前と同水準

(注)被災3県に所在する事業所の事業主については、いずれも実施を6か月遅らせることとする。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令について

### 1. 改正の趣旨

平成20年秋のリーマン・ショックを受けて、雇用調整助成金の助成内容等を中小企業向けに拡充した中小企業緊急雇用安定助成金を創設するとともに、累次に渡って雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件の緩和等を行ってきたが、その後の雇用情勢の改善や本年6月に実施された提言型政策仕分けの指摘等を受けて、見直しを行う。

### 2. 改正の内容

#### (1) 1年間の支給限度日数の見直し

休業等に係る雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の1年間の支給限度日数を300日から100日とする改正を行う。

#### (2) 3年間の支給限度日数の見直し

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対して支給される休業等に係る雇用調整助成金の3年間の支給限度日数及び休業等に係る中小企業緊急雇用安定助成金の3年間の支給限度日数を300日から150日とする改正を行う。

#### (3) 経過措置

対象期間の開始の日が上記(1)及び(2)のそれぞれの改正の施行日(岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の事業主にあつては、適用日)前である場合における休業等に係る雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の支給については、なお従前の例による。

### 3. 施行日

#### (1) 上記2(1)の改正

平成24年10月1日(岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の事業主については、平成25年4月1日から適用)

#### (2) 上記2(2)の改正

平成25年10月1日(岩手県、宮城県又は福島県の区域内に所在する事業所の事業主については、平成26年4月1日から適用)

### 4. 根拠条文

雇用保険法(昭和49年法律第116号)第62条第1項第1号

平成24年10月1日以降

# 雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金

## の支給要件などを変更します。

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、平成24年10月1日以降（被災3県は6か月遅れで）、下記のように内容の一部を変更します。

現在受給中、または今後利用をお考えの事業主の皆さまには、ご留意いただきますようお願いいたします。

### ①生産量要件の見直し

事業活動の縮小を判定するための生産量（または売上高）要件を次のように変更します。

<b>現行</b>	➔	対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から
最近3か月の生産量または売上高が、その直前の3か月または前年同期と比べ、 <u>5%以上減少</u>		最近3か月の生産量または売上高が、 <u>前年同期と比べ、10%以上減少</u> （中小企業事業主で、直近の経常損益が赤字であっても、この要件が適用されます）

### ②支給限度日数の見直し

1年間と3年間について、限度日数を変更します。

<b>現行</b>	➔	対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成24年10月1日以降（※1）に設定する場合から
<u>3年間で300日</u> （1年間での限度なし）		<u>1年間で100日（3年間で300日）</u>

対象期間（事業主が設定する1年間）▶

【例1】過去2年間に50日ずつ（計100日）利用した場合

【例2】過去2年間に120日ずつ（計240日）利用した場合

	①22.10.1～23.9.30	②23.10.1～24.9.30	③24.10.1～25.9.30
【例1】	50日	50日	<b>100日（従来200日）</b>
【例2】	120日	120日	<b>60日</b>

対象期間の初日（助成金の利用開始日）を平成25年10月1日以降（※2）に設定する場合からは

**1年間で100日・3年間で150日**となります

（上記の例1と2で、③の対象期間にすべての日数を利用した場合、②+③は150日以上となるため、次の1年間は利用できなくなります）

### ③教育訓練費（事業所内訓練）の見直し

教育訓練を実施したときの1人1日当たり加算額を次のように変更します。

<b>現行</b>	➔	平成24年10月1日以降（※1）の判定基礎期間から
雇用調整助成金：2,000円 中小企業緊急雇用安定助成金：3,000円		雇用調整助成金： <b>1,000円</b> 中小企業緊急雇用安定助成金： <b>1,500円</b>

（※1）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成25年4月1日以降変更になります。

（※2）岩手、宮城、福島県の事業所については、平成26年4月1日以降変更になります。

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・ハローワーク

